

災害時における医療的配慮が必要な
在宅酸素療養者等に対する支援に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）とケアメディカルジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における医療的配慮が必要な在宅酸素療養者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）に指定避難所等への避難を余儀なくされた在宅酸素療養者の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容及び要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に備えてあらかじめ乙が所有する医療用酸素濃縮装置（以下「本装置」という。）の貸与を要請するものとする。

2 前項の貸与の要請は、文書により行うものとする。

3 貸与を要請する本装置の機種、数量、配置場所及び維持管理経費は、別途甲乙協議の上定めるものとする。

（支援の追加要請及び受託）

第3条 災害時に、前条の規定により貸与された本装置だけでは不足が生じる時は、同条第2項の規定に関わらず、甲は乙に口頭又は電話等により追加貸与の要請をし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で受託するよう努めるものとする。

（本装置の運搬）

第4条 第2条に規定する乙が甲に貸与する本装置は、原則として、甲の指定する場所に乙が運搬するものとする。この場合において、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（緊急避難的措置）

第5条 第2条に規定する乙が甲に貸与する本装置は、緊急避難的処置として第1条に規定する目的以外においても甲は使用することができる。ただしその場合、甲は事前に乙の承諾を得るものとする。

（情報の提供）

第6条 乙は、第2条の規定に基づき甲から本装置の貸与を要請されたときは、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に求めることができる。

(使用料の負担及び支払い)

第7条 甲は、第3条及び第4条の規定により貸与された本装置を災害時に使用した場合は、乙に対し使用料を負担するものとする。

2 前項に掲げる使用料の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

3 貸与に係る使用料は乙が甲に請求するものとし、甲は乙からの請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(定期点検の実施並びに手数料の負担及び支払)

第8条 乙は、本装置使用に関する関係法令に規定された保守点検を実施するものとする。

2 乙は、保守点検の結果について甲に文書にて報告するとともに、別に定める手数料の請求をするものとする。

3 甲は、前項の報告及び請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、災害時における本装置の貸与が円滑に実施できるよう連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がないときは更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年10月12日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 安城市三河安城本町2丁目7番13号
ケアメディカルジャパン株式会社
代表取締役社長 山田 英俊